

## 令和 2 年度 第 1 回認知症施策推進部会の意見について

| 意 見  | 回 答  |
|--|--|
| コロナ禍において高齢者周囲への環境変化に対する対策  | 令和 3 年から高齢者福祉事業計画・第 8 記介護保険事業計画（以下計画。令和 3 年から 5 年の期間）において、安全で安心な町を基本目標に定める中で、『災害及び感染症対策への取り組み』において、円滑に事業所運営ができるよう迅速に情報提供が行えるような体制作りを図っていきます。 |
| 資料 2 図 1 に歯科（う蝕・歯周病）がないのはなぜか。その他の内訳は何か。                          | 計画策定時のアンケート項目は国の必須・オプション項目、市の独自項目で作成されております。この設問は国のオプション項目に該当しています。<br>また、その他については詳細は集計しておりません。  |
| 認知症と歯の本数（口腔の健康）との関連についてのエビデンスを計画に入れて欲しい。                         | 「認知症施策推進大綱」において、認知症予防に関するエビデンスは歯科のみならずまだ不十分としています。今後、国からの情報に基づき事業に反映できるように努めます。  |
| 認知症の親を介護される家族から、認知症への接し方が分からず、相談や集える場の照会があった。地域包括支援センターの複数配置に期待。 | 計画において、日常生活圏域を 1 か所から 4 か所、地域包括支援センターを 1 か所から 2 か所とします。地域の方にとってワンストップの相談窓口、きめ細かなサービスを提供していきます。   |
| 1 人暮らしの増加に伴い、商業施設の従業員が認知症の発見に協力しれサービスに繋げていく必要がある。                | 認知症サポーター養成講座を一般市民のみならず企業にも開催します。計画では令和 3 年からの 3 年間で 12 回の開催を目標値としています。   |
| 地域包括支援センターの認知症相談窓口としての機能について積極的に周知を図る必要がある。                      | 第 8 期計画期間中に地域包括支援センターを増設するとともに、その機能強化も図りきめ細かなサービスが提供できるように努めます。  |
| 認知症地域支援推進員の役割の位置づけ   | 市及び地域包括支援センターに推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います  |

## 【その他の意見】

- ・ 認知症地域支援推進員等設置事業について、相談内容を分析し、啓発や介護予防事業等に反映できるとよい。
- ・ 認知症予防と軽度認知障害（MCI）のスクリーニングを併せて取り組めるとよい
- ・ 元気な高齢者が認知症について理解し、予防につながる生活を送る、今後どのように生活していくかを啓発していく大切である。